

国立大学法人新潟大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の本給等に、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案して、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

給与法等の改正内容を踏まえ、6月期の期末特別手当について0.15月分減額した。また、平成21年12月以降の本給月額については約0.3%(4千円)減額し、12月期の期末特別手当については0.10月分減額した。

理事

給与法等の改正内容を踏まえ、6月期の期末特別手当について0.15月分減額した。また、平成21年12月以降の本給月額については約0.3%(2~3千円)減額し、12月期の期末特別手当については0.10月分減額した。

理事(非常勤)

改訂なし

監事

給与法等の改正内容を踏まえ、6月期の期末特別手当について0.15月分減額した。また、平成21年12月以降の本給月額については約0.3%(2千円)減額し、12月期の期末特別手当については0.10月分減額した。

監事(非常勤)

改訂なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,778	千円 13,664	千円 5,114	千円 0			
A理事	千円 13,836	千円 10,068	千円 3,768	千円 0			
B理事	千円 13,860	千円 10,068	千円 3,768	千円 24 (通勤手当)			
C理事	千円 13,860	千円 10,068	千円 3,768	千円 24 (通勤手当)			

D理事	千円 13,860	千円 10,068	千円 3,768	千円 24 (通勤手当)			
E理事	千円 12,962	千円 8,632	千円 3,392	千円 517 (広域異動手当) 420 (単身赴任手当)			
F理事 (非常勤)	千円 3,600	千円 3,600	千円 0	千円 0			
A監事	千円 11,941	千円 8,632	千円 3,231	千円 78 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0			

注1: 「広域異動手当」とは、就任前の法人等と本法人の距離及び就任直前の住居と本法人との距離が60km以上ある場合に支給しているものである。

注2: 「前職」欄の「」は、独立行政法人等の退職者であることを示し、「」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在籍する者)であることを示す。

注3: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
監事					該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

中期計画期間中において、事業・業務・人員配置の見直しを行い、事業・業務の効率化や外注化、派遣職員への切り替え等により人件費の抑制を図る。また、年度ごとに人件費の積算を行い、決定された予算の範囲内で運用を行っている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金を踏まえ、国家公務員の給与水準等を考慮し、決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学職員の給与（昇格、昇給及び勤勉手当）は、適正な評価を総合的に勘案し、決定することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格	勤務成績が優秀な職員については、その者の従事する職務に応じた1級上位の級に昇格させることができる。
昇給	職員が、現に受けている号給を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給(昇給特定職員については3号給)を標準として8号給までの範囲内で上位の号給に昇給させることができる。
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

平成21年4月1日から以下のとおり改正を行った。

(勤務時間の改定に伴う一部改正)

平成21年4月に施行された一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律に準じて1日の勤務時間を短縮したことによる改正。

(給与制度の見直しに伴う一部改正)

・学校教育法の一部改正に伴い、附属小学校及び中学校に導入した主幹教諭に適用する新たな級を新設したことによる改正。

・事務室長を新設したことに伴い、職務・責任等に応じた管理職手当を措置したことによる改正。

・電気事業法により選任され業務に従事する電気主任技術者に対し、職務・責任等に応じた有資格職務手当を措置したことによる改正。

(裁判員制度実施に伴う休暇制度の一部改正)

職員が裁判員又は裁判員候補者として裁判所へ行く場合について、特別休暇(有給)として対応することによる改正。

平成21年6月期の期末手当・勤勉手当について、給与法等の改正内容を踏まえ、以下のとおり改正を行った。

・職員0.2月分、再雇用職員0.1月分の引き下げ。

・指定職本給表適用職員について、期末特別手当を期末手当と勤勉手当に改め、勤務実績に基づき加算・減算を可能にした上で、0.15月分減額。

平成21年10月1日から以下のとおりの改正を行った。

(諸手当の整備等に伴う一部改正)

・医歯学総合病院に勤務する職員に対し、救急勤務医手当、分娩手当、看護職員教育指導手当を新設したことによる改正。

・大学教育機能開発センター及び全学教職支援センターの設置に伴い、管理職手当を整備したことによる改正。

平成21年12月1日から以下のとおりの改正を行った。

(給与法等の改正内容を踏まえた給与制度の見直しに伴う一部改正)

・初任給を中心とした若年層を除く月例給の引き下げ(平均改定率0.2~0.3%)を行ったことによる改正。

・自宅に係る住居手当(月額2,500円)を廃止したことによる改正。

・期末手当,勤勉手当の支給月数を引き下げ(職員0.35月分,再雇用職員0.15月分,指定職本給表適用職員0.25月分)を行ったことによる改正。

平成22年1月1日から以下のとおりの改正を行った。

(諸手当の整備に伴う一部改正)

・入学者選抜試験の実施に係る業務に従事した場合に支給する入試業務手当を整備したことによる改正。

2 職員給与との支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	2,124	43.6	6,572	4,843	53	1,729
事務・技術	422	42.4	5,361	4,000	81	1,361
教育職種 (大学教員)	979	49.1	8,392	6,125	43	2,267
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	537	35.0	4,481	3,349	42	1,132
技能・労務職種	6	51.0	4,544	3,393	99	1,151
教育職種 (附属養護学校教員)	22	37.8	6,477	4,906	62	1,571
教育職種 (附属義務教育学校教員)	59	41.2	6,620	4,961	75	1,659
医療職種 (病院医療技術職員)	96	41.8	5,181	3,849	73	1,332
その他の医療職種 (医療技術職員)	1					
その他の医療職種 (看護師)	2					

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員及び年俸制適用者を除く。

注2: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3: 「技能・労務職種」とは、調理師、看護助手及び用務員等をいう。

注4: 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

注5: その他の医療職種(医療技術職員)及びその他医療職種(看護師)については、該当者がそれぞれ1人及び2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

再任用職員	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	9	62.2	3,089	2,622	77	467
事務・技術	6	62.2	3,098	2,626	52	472
技能・労務職種	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	1					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注: 再任用職員の技能・労務職種及び医療職種(医療技術職員)については、該当者がそれぞれ2人及び1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	44	45.1	3,716	2,755	79	961
事務・技術	16	52.8	3,532	2,602	73	930
教育職種 (大学教員)	4	46.8	4,869	3,589	53	1,280
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	9	56.4	4,153	3,071	128	1,082
医療職種 (病院医療技術職員)	15	29.8	3,343	2,508	62	835

注1: 「技能・労務職種」とは、検査助手等をいう。

〔年俸制適用者〕

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	34	41.9	5,456	5,456	28	0
事務・技術	該当者なし					
特任教員等	34	41.9	5,456	5,456	28	0
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

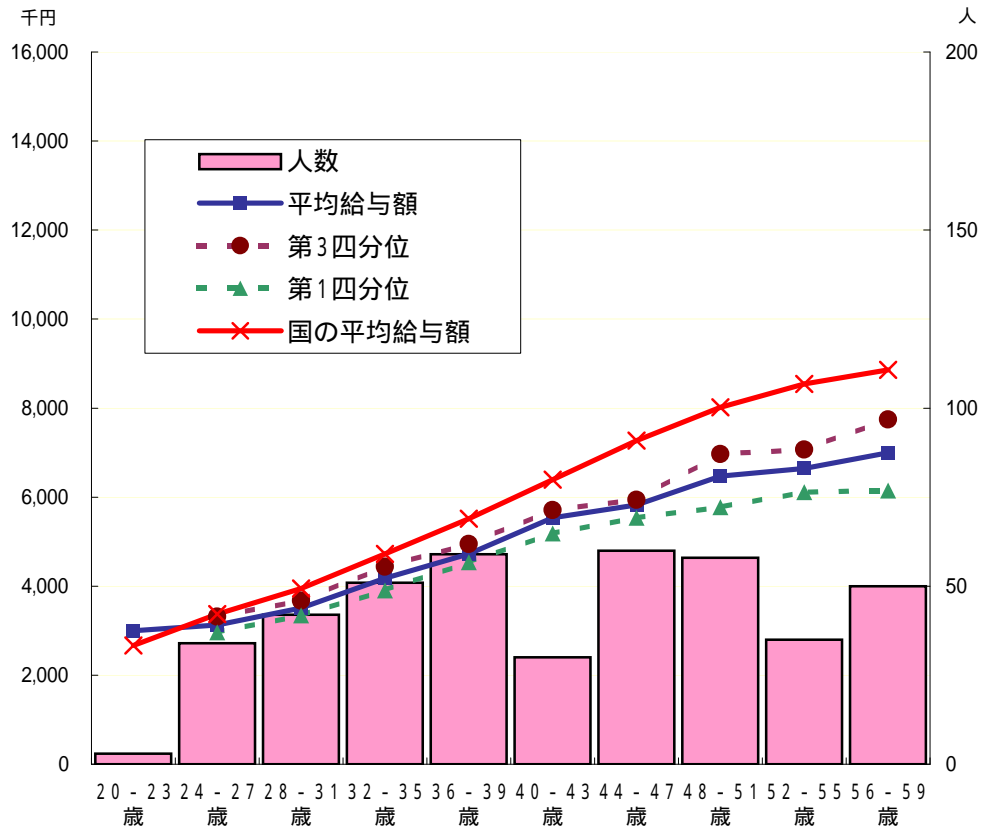
注1: 非常勤職員(年俸制)については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「特任教員等」とは、本学が認める特定のプロジェクト等において教育、研究又は診療に専属的に一定の期間従事する者をいう。

注3: 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師)) (在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, まで同じ。)

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



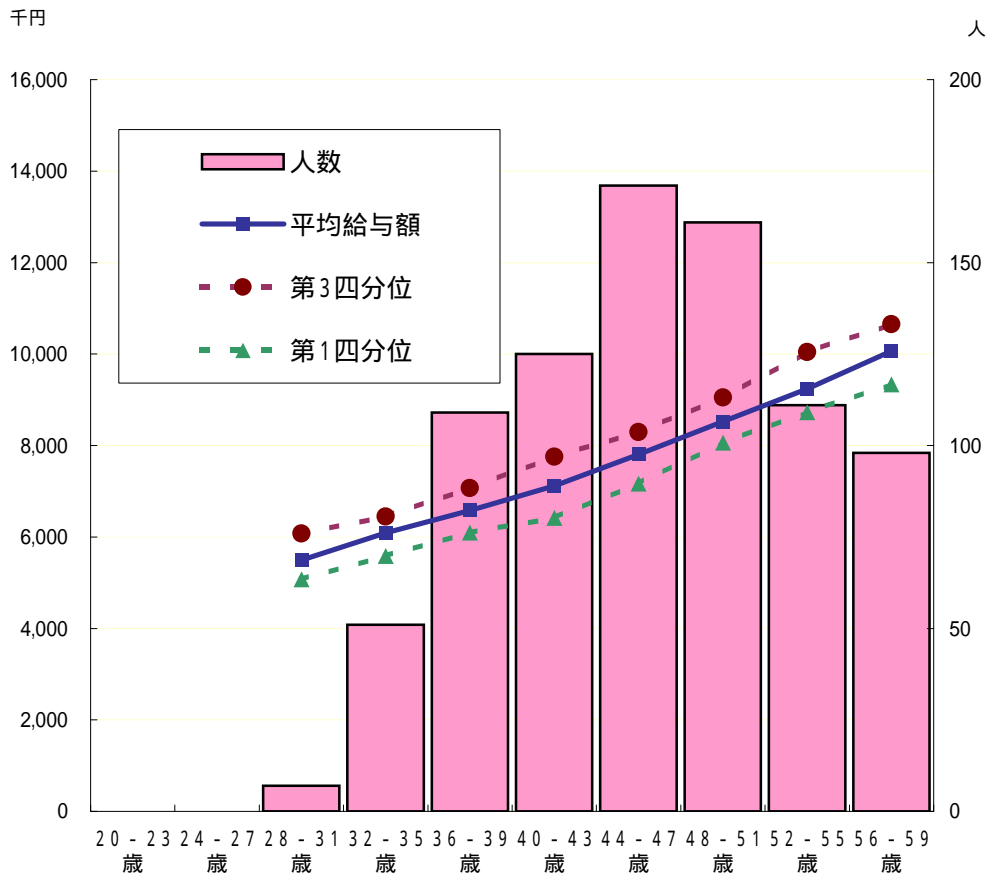
注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, まで同じ。

注2: 年齢20~23歳の該当者は3人であるため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	8	56.3	8,582	10,738	9,534	8,582	10,738
課長	28	54.5	7,113	8,195	7,648	7,113	8,195
副課長	34	51.4	6,398	7,236	6,787	6,398	7,236
係長	178	46.9	5,404	6,075	5,679	5,404	6,075
主任	77	38.0	4,228	4,996	4,664	4,228	4,996
係員	97	29.8	3,163	3,674	3,472	3,163	3,674

年間給与の分布状況(教育職員(大学教員))

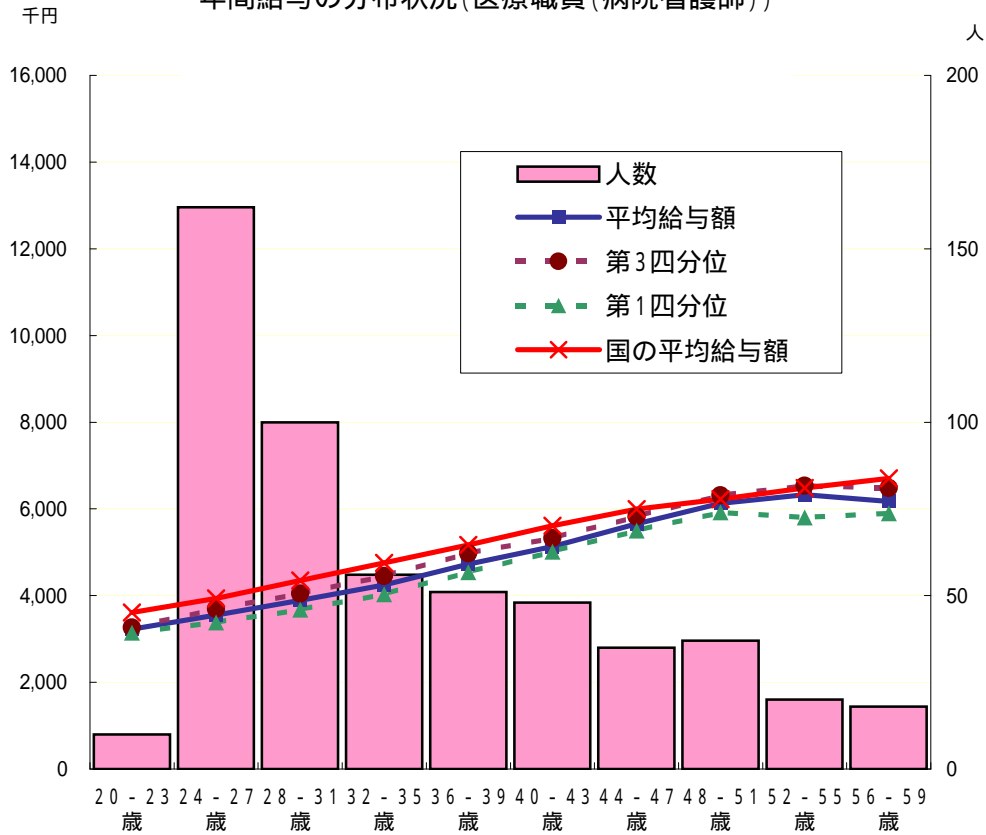


(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	357	56.7	9,502	10,106	10,634		
准教授	336	46.4	7,514	7,965	8,487		
講師	70	47.0	7,265	7,628	8,155		
助教	208	41.6	5,952	6,296	6,642		
助手	7	42.9	5,420	5,782	6,046		
教務職員	1		-				

注：教務職員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
看護部長	1		-			-
副看護部長	4	51.0	-	7,257		-
看護師長	30	49.8	5,866	6,175	6,530	
副看護師長	74	45.3	5,200	5,585	5,940	
看護師	427	31.9	3,562	4,080	4,428	
准看護師	1		-			-

注1：看護部長及び准看護師の該当者はそれぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2：副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長	部長 課長
人員 (割合)	422 人	54 人 (12.8%)	67 人 (15.9%)	217 人 (51.4%)	48 人 (11.4%)	20 人 (4.7%)	12 人 (2.8%)
年齢(最高 ~最低)		38~21 歳	51~28 歳	59~34 歳	59~45 歳	59~40 歳	59~49 歳
所定内給 与年額(最高-最低)		千円 2,652~2,082	千円 3,923~2,408	千円 4,975~2,940	千円 6,294~4,165	千円 6,694~4,735	千円 6,830~5,768
年間給与 額(最高-最低)		千円 3,566~2,796	千円 5,264~3,232	千円 6,737~3,951	千円 8,195~5,713	千円 8,713~6,579	千円 9,200~7,812

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員 (割合)	4 人	4 人 (0.9%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		59~48 歳			
所定内給 与年額(最高-最低)		千円 8,056~7,293	千円	千円	千円
年間給与 額(最高-最低)		千円 10,849~9,810	千円	千円	千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	979 人	1 人 (0.1%)	215 人 (22.0%)	71 人 (7.3%)	335 人 (34.2%)	357 人 (36.5%)
年齢(最高 ~最低)		~	61~29 歳	62~31 歳	64~32 歳	64~41 歳
所定内給 与年額(最高-最低)		千円 ~	千円 5,670~3,473	千円 6,546~3,817	千円 7,080~4,177	千円 9,441~5,034
年間給与 額(最高-最低)		千円 ~	千円 7,758~4,687	千円 8,817~5,136	千円 9,537~5,723	千円 13,330~7,031

注：1級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢(最高~最低)以下の欄については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	助産師 看護師	看護師長 副看護師長	看護師長	副看護部長
人員 (割合)	人 537	人 1 (0.2%)	人 427 (79.5%)	人 74 (13.8%)	人 30 (5.6%)	人 4 (0.7%)
年齢(最高 ~最低)		歳 ~	歳 59 ~ 23	歳 59 ~ 34	歳 59 ~ 42	歳 54 ~ 48
所定内給 与年額(最高-最低)		千円 ~	千円 4,901 ~ 2,317	千円 5,026 ~ 3,426	千円 4,899 ~ 3,972	千円 5,639 ~ 5,271
年間給与 額(最高-最低)		千円 ~	千円 6,603 ~ 3,110	千円 6,872 ~ 4,502	千円 6,807 ~ 5,431	千円 7,468 ~ 7,044

区分	計	6級	7級
標準的な職位		看護部長	看護部長
人員 (割合)	人	人 1 (0.2%)	人 0 (0.0%)
年齢(最高 ~最低)		歳 ~	歳 ~
所定内給 与年額(最高-最低)		千円 ~	千円 ~
年間給与 額(最高-最低)		千円 ~	千円 ~

注：1級及び6級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢（最高～最低）以下の欄については記載していない。

賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 66.2	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.7	% 33.8	% 35.1
	最高～最低	% (46.1～33.6)	% (46.5～29.3)	% (45.1～31.5)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 68.0	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.0	% 32.0	% 33.9
	最高～最低	% (39.0～32.2)	% (34.8～29.2)	% (36.8～31.1)

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.8	% 63.2	% 62.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.2	% 36.8	% 37.9
	最高～最低	% (47.6～34.2)	% (46.4～30.8)	% (47.0～32.7)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 67.9	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.0	% 32.1	% 33.9
	最高～最低	% (43.2～32.6)	% (42.8～28.7)	% (43.0～30.5)

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.6	% 63.7	% 63.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.4	% 36.3	% 36.8
	最高～最低	% (43.6～34.7)	% (46.8～30.7)	% (45.3～32.6)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 67.6	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.2	% 32.4	% 34.2
	最高～最低	% (39.9～33.3)	% (34.8～29.4)	% (36.9～31.2)

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一)) 82.8

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 95.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 93.7

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三)) 91.7

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 95.1

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	对国家公務員	82.8	
	参考	地域勘案	89.6
		学歴勘案	83.4
		地域・学歴勘案	89.6
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.0% (国からの財政支出額 19,718,474千円, 支出予算の総額 51,896,307千円:平成21年度予算) 【検証結果】 对国家公務員(行政職(一))指数については100以下となっており、国からの財政支出額が100億円以上であるが累積欠損はなく、給与水準は適正なものとなっている。		
講ずる措置	今後も適切な給与水準となるよう管理を行っていききたい。		

医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	对国家公務員	91.7	
	参考	地域勘案	93.9
		学歴勘案	91.1
		地域・学歴勘案	93.2
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.0% (国からの財政支出額 19,718,474千円, 支出予算の総額 51,896,307千円:平成21年度予算) 【検証結果】 对国家公務員(医療職(三))指数については100以下となっており、国からの財政支出額が100億円以上であるが累積欠損はなく、給与水準は適正なものとなっている。		
講ずる措置	今後も適切な給与水準となるよう管理を行っていききたい。		

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 90.6

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 16,362,345	千円 16,905,605	千円 (%) 543,260 (3.2)	千円 (%) 2,267,671 (12.2)
退職手当支給額 (B)	千円 2,236,262	千円 2,667,806	千円 (%) 431,544 (16.2)	千円 (%) 665,202 (42.3)
非常勤役員等給与 (C)	千円 4,541,905	千円 3,888,783	千円 (%) 653,122 (16.8)	千円 (%) 2,167,829 (91.3)
福利厚生費 (D)	千円 2,417,758	千円 2,471,931	千円 (%) 54,173 (2.2)	千円 (%) 155,254 (6.0)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 25,558,270	千円 25,934,125	千円 (%) 375,855 (1.5)	千円 (%) 410,106 (1.6)

総人件費について参考となる事項

1 比較増 減額について

- 給与、報酬等支給総額(A)の増 減額の要因(対平成20年度比 543,260千円)
 ・定員削減、欠員、外注化などによる支給人数の減・期末勤勉手当支給月数の減
 ・団塊世代退職の世代交代による減
 退職手当支給額(B)の増 減額の要因(対平成20年度比 431,544千円)
 ・支給人数の減
 非常勤役員等給与(C)の増 減額の要因(対平成20年度比 653,122千円)
 ・特定有期看護職員の増・特任教員の増・外部資金による雇用の増
 ・非常勤医師の増
 福利厚生費(D)の増 減額の要因(対平成20年度比 54,173千円)
 ・給与、報酬等支給額の減に伴う減

2 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

- 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
 ・平成21年度まで計画的な教員定員の削減を実施するとともに、教員補充については、その必要性、採用時期等を慎重に検討し、人件費の削減を図る。
 ・事務系職員にあっては、平成18年度から平成22年度までの5年間で37人分の業務を外注化する「事務の外注化実施計画」を策定し、平成21年度には、この計画に基づき4人の外注化を実施した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給与、報酬等支給 総額(千円)	19,117,735	17,840,372	17,352,396	16,905,605	16,362,345
人件費削減率 (%)		6.7%	9.2%	11.6%	14.4%
人件費削減率(補 正值)(%)		6.7%	9.9%	12.3%	12.7%

(注1) 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度、平成21年度の行政(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、2.4%である。

(注2) 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

3 その他

- 本表と財務諸表における附属明細書((17)役員及び教職員の給与の明細)について
 「非常勤役員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

法人が必要と認める事項

特になし